

(1)安全性に対する取組状況

大項目	項目	配点	評価基準	該当 (○)	添付書類	チェック (○)	適否 (審査者使用)
海難防止	(1)航路上の他の船舶や障害物の位置を容易に把握できる。	10	航海用レーダーを設置している。 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 - 150トン以上の旅客船、300トン以上の非旅客船(3000トン以上の船舶にあっては、独立かつ同時に操作できる2の航海用レーダー) - ただし、以下の船舶を除く (1)湖川港内のみを航行する船舶 (2)発航港より到達港まで(発航港より最終到達港までの間に最寄の到達港がある場合には、それぞれの航路の発航港より到達港までの距離がおおむね5海里以内の航路を航行する船舶であって、海上運送法に基づく免許等により当該航路のみしか航行しないことが確実であるもの		● 船舶検査証書:(総トン数・旅客定員) ● 船舶検査手帳(船舶件名表):(義務設備備え付け有無) ● 設備の写真(備え付け状態)		
	(2)運航関係者の技量向上を図っている。	20	地域の関係者(海上保安部、漁業者等)と連携して海難防止のための訓練を実施している。		● 訓練の実施記録 ● 訓練写真		
			運航管理補助者にも運航管理者資格者証を取得させている。		● 運航管理者/運航管理補助者名簿及び資格者証の写し		
			操練を、船員法施行規則で定める頻度を超えて実施している。または、船員法施行規則で要求される以外の内容を含む操練を実施している。(旅客の避難誘導、ブラックアウト時の対応 等) さらに、そのことをHP等で公開している。 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 - 沿海以遠(平水区域の大臣指定航路に就航するものを含む) (大臣の指定)東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、瀬戸内海における50トン以上の船舶 ※船員法施行規則で定める頻度:内航旅客船は月1回		● 法令の定める頻度・内容を超えて実施する旨が記載された実施要領等及び、これらをHP等で公開していることが分かる資料		
		船員法施行規則で定める旅客船乗組員に対する教育訓練を、法令の定める頻度を超えて行っている。さらに、そのことをHP等で公開している。 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 - 沿海以遠(平水区域の大臣指定航路に就航するものを含む) (大臣の指定)東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、瀬戸内海における50トン以上の船舶 ※船員法施行規則で定める頻度:5年に1回		● 修了証の写し、法令の定める頻度を超えて実施する旨が記載された実施要領等及び法令の定める頻度を超えて実施する旨を公開していることが分かる資料			
	(3)日々の運航において、安全管理に努めている。	10	アルコール検査を必ず2者以上の対面で行う体制を構築している。また、対面で行えない場合に高性能タイプのモバイル式アルコール検知器を導入するなど先進的な検査を行っている。		● 当該ルールが記載された実施要領等		
緊急時の救命	(4)緊急時の救命につながる設備を搭載している。	20	伝送経路の異なる無線設備を複数(義務設備+α)備えている。 例)法定の衛星電話に加え任意で同報性のある国際VHFを設置 法定の衛星電話に加え任意で異なる衛星を利用した衛星電話を設置(インマルサットとイリジウム等) 等		● 船舶検査手帳(船舶件名表) ● 無線局免許状 ● 無線検査対象外の設備の場合は、型式が分かる資料、当該設備が設置されている状況写真、購買の証明となる資料		
			定員分の救命いかだを設置している。 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 - 沿海以遠(限定沿海を除く)を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶 - 近海以遠を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶		● 船舶検査証書:(航行区域・総トン数・旅客定員) ● 船舶検査手帳(船舶件名表):(救命いかだの型式・備え付け数量)		
			法定の数量より多く救命胴衣を備え付けている。 - 法令上100%未満となっている船舶は100%搭載した場合 - 法令上100%以上求められている船舶は、定員の5%増 (例:100%→105%以上、105%→110%以上) 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 - 平水区域を航行する20トン以上の船舶は、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮環又は救命浮環を備え付けているもの(ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。)には、最大搭載人員の10% - 平水区域を航行する20トン未満の船舶は、小型船舶用救命クッションとの選択制 - その他船舶は、最大搭載人員に対して100%(ただし、総トン数1000トン以上のRORO旅客船は105%)		● 船舶検査証書:(航行区域・総トン数・旅客定員) ● 船舶検査手帳(船舶件名表):(法定救命設備の型式・備え付け数量) ● 法定設備である救命胴衣の写真(型式・数・備え付け場所) ● 追加で備え付けた救命胴衣の写真(型式・数・備え付け場所)		
情報提供	(5)利用者が安全情報を容易に入手できる体制を備えている。	20	非常用設備の位置・操作方法、非常時対応等の情報について、利用者がデジタル機器(アプリ、非常時対応マニュアルビデオ等)により容易に入手できる措置を執っている。		● 利用者向けの非常時対応マニュアルビデオの内容が分かる資料 ● 乗船前の利用者への情報提供方法が分かる資料(HPやQRコード等) ● その他、デジタル機器による情報提供方法が分かる資料		
			バリアフリー基準に基づく運航情報提供設備(目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備)を船舶に備えている。 - 「文字等により表示するための設備」とは、電光掲示装置、黒板その他これに類する設備をいう。 - 「音声により提供するための設備」とは、船内放送装置その他これに類する設備をいう。 - 「その他の当該船舶の運航に関する情報」とは、当該船舶の目的港が変更された場合、その変更に関する情報を含むものとする。 【当該措置が義務となっている内航船の範囲】 一般旅客定期航路事業者が平成14年5月15日以降、また、旅客不定期航路事業者が平成31年4月1日以降、新たにそれぞれの事業の用に供する船舶であって、 - 一般定期航路事業者の用に供する5トン以上の船舶 - 旅客不定期航路事業者の用に供する200トン以上の船舶		● 設備の写真(備え付け状態)		
その他(特別加点)		20	輸送の安全に関する事項で公的機関から表彰されたことがある。 (例)運輸安全マネジメント優良事業者等表彰		● 表彰状の写し、表彰の事実を伝える公的機関からの文書、新聞等の関連記事等		
		20	地域旅客船安全協議会に加盟している。		● 地域旅客船安全協議会の会員名簿及び規約、規則		

(2) 運輸安全マネジメントの取組状況

大項目	ガイドライン項目 (評価項目)	配点		評価基準	該当 (○)	添付書類	チェック (○)	適否 (審査者使用)
		該当 (○)						
		通常	小規模					
—	経営トップの責務 経営トップは、安全管理体制の構築、改善及び運営に主体的かつ積極的に関与し、輸送の安全の確保についてリーダーシップを発揮している。	1	1	① 経営トップは、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、輸送の安全に関する考えや思いを積極的に社内に伝えている。	○	● 経営トップが輸送の安全に関する自覚や考えや、思いなどを社内に向けて発信していることが分かる資料 (例) 会議の議事録、社内報 等	○	
		1	1	② 輸送の安全確保に係わる状況の変化等に応じた安全管理体制の改善、必要となる資源の確保等を適切に行っている。	○	● マネジメントレビューや継続的改善、資源の確保等に関する資料 (例) マネジメントレビュー等の議事録、安全管理体制の改善に関する資料 等	○	
P 計画 (Plan)	安全方針 輸送の安全確保に関する基本理念として、安全最優先の原則、関係法令等の遵守等の趣旨を盛り込んだ安全管理に関する基本的な方針を策定し、全従業員に周知し、理解、実践させている。	1	1	③ 経営トップは、安全最優先の原則、関係法令等の遵守等の趣旨を盛り込んだ安全方針を作成している。	○	● 安全方針(輸送の安全に関する基本的な方針)が記載されている資料 (例) 「安全方針」を記載した資料や写真 等	○	
		1	1	④ 安全方針を全従業員に周知し、理解、実践させている。	○	● 「関係法令の遵守」と「輸送の安全確保」が最も重要であることを全従業員に対して周知、教育等していることが分かる資料 (例) 社内の掲示物の写真 等	○	
	安全重点施策 輸送の安全確保に関する「安全目標」とこれを達成するための具体的な「取組計画」を策定している。	1	1	⑤ 安全方針に沿った「安全目標」を策定し、毎年見直している。	○	● 安全目標の策定及び見直しに関する資料 (例) マネジメントレビュー資料、内部監査資料 等	○	
		1	1	⑥ 「安全目標」を達成するための具体的な「取組計画」を策定し、毎年見直している。	○	● 「取組計画」の策定及び見直しに関する資料 (例) 安全の取組計画表 等	○	
D 実施 (Do)	安全統括管理者の責務要員の責任・権限 運輸安全マネジメントに取組むために輸送の安全の確保について責任権限を明確にしている。	1	1	⑦ 組織体制、指揮命令系統等の組織図の作成など安全の確保に関する要員の責任と権限を明確にするために必要な措置が講じられている。安全統括管理者は、安全管理が適正に行われるよう運輸管理者を統括管理し、また、安全の確保に関する事務の統括管理を行っている。	○	● 組織体制、指揮命令系統の組織図(誰がどのような役割・権限を持っているのか明示したもの) (例) 安全統括管理者、運輸管理者等の指揮命令系統、役割、権限が記載された資料 等	○	
		1	1	⑧ 安全統括管理者は、管理体制を確立し、維持し、改善するとともに社員を指揮・指導し、安全確保に関する取組を積極的に行っている。	○	● 安全統括管理者が安全確保に積極的に取り組んでいることが分かる資料 (例) 安全統括管理者が発出した社内文書 等	○	
	情報伝達及びコミュニケーションの確保 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達を行っている。	1	1	⑨ 経営トップや安全統括管理者は、定期的に現業実施部門(船員等)と輸送の安全に関する意見交換を行っている。	○	● 経営トップ、安全統括管理者が現業実施部門(船員等)と直接意見交換していることが分かる資料 (例) 議事録、経営トップ等の訪船記録 等	○	
		事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 事故・ヒヤリハット情報を収集し、再発防止に活用している。	1	1	⑩ 事故発生時に、経営トップ等に事故の情報が現業実施部門(船員等)から報告される体制ができています。	○	● 事故発生時の報告に関する資料 (例) 緊急連絡体制図、事故処理基準 等	○
	1		1	⑪ 事故及びヒヤリ・ハット情報(他社の事例も含む)を収集し、再発防止に活用している。	○	● 事故やヒヤリ・ハット情報(他社の情報も含む)を収集し、活用していることが分かる資料 (例) マネジメントレビュー資料、内部監査資料 等	○	
	重大な事故等への対応 事故、自然災害が発生した場合の対応手順や連絡体制を定め、定期的に訓練を実施している。	1	1	⑫ 事故・自然災害が発生した場合の対応手順を定め、定期的に訓練を実施している。	○	● 重大事故等が発生した場合の対応手順、定期的な訓練の実施等に関する資料 (例) 事故処理基準、事故対応マニュアル、訓練実施計画書、訓練実施報告書等	○	
		関係法令等の遵守の確保 関係法令等の規定を遵守するための体制を構築し、定期的に関係法令等の遵守状況の確認を行っている。	1	1	⑬ 最新の法令情報を入手し、社内に周知している。また、関係法令等の遵守状況を定期的に確認している。	○	● 最新の法令情報の入手方法が分かる資料 (例) 最新の法令情報の入手方法を説明した資料 等 ● 最新の法令情報を社内に周知していることが分かる資料 (例) 社内の掲示物、写真等 ● 関係法令等の遵守状況を確認していることが分かる資料 (例) マネジメントレビュー資料、内部監査資料 等	○
	安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等 輸送の安全に関する教育・訓練を実施している。		1	1	⑭ 船員に対する輸送の安全に関する教育については、船員の経歴及び能力に応じ、一方的な講義ではない方式(ディスカッション、体験等)を実施している。	○	● 一方的な講義ではない方式の教育を行ったことが分かる資料 (例) 安全研修資料、記録、写真 等	○
		1	1	⑮ 輸送の安全確保に必要な訓練を行っている。	○	● 訓練を行ったことが分かる資料 (例) 実地訓練記録、写真 等	○	
	C 点検 (Check)	内部監査 輸送の安全に関する内部監査・チェックを実施している。		3	⑰ 定期的に「安全目標」及び「取組計画」の達成状況を確認している。	○	● 安全目標及び安全計画の達成状況を確認していることが分かる資料 (例) マネジメントレビュー資料、内部監査資料 等	○
1				⑱ 選任した内部監査員に内部監査を効果的に実施するため必要な教育・訓練を実施している。	○	● 内部監査員への教育・訓練を行ったことが分かる資料 (例) 内部監査員教育実施記録 等	○	
1				⑲ 内部監査を行う計画及びスケジュールを立てている。また、内部監査の手順書を作成している。	○	● 内部監査の計画及びスケジュールが分かる資料 (例) 内部監査年間計画表、重監査事項計画書、内部監査スケジュール 等 ● 内部監査の手順が分かる資料 (例) 内部監査手順書、内部監査チェックリスト 等	○	
1				⑳ 内部監査を少なくとも年1回行っている。また、監査員は、内部監査を行った結果を経営トップに報告している。	○	● 監査結果を経営者に報告していることが分かる資料 (例) 監査報告書 等	○	
A 改善 (Action)	マネジメントレビューと継続的改善 輸送の安全に関する業務の改善措置を講じている。	1	1	㉑ 経営トップは、少なくとも年1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、安全計画、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を検し、問題があれば改善している。また、それらを記録している。	○	● 経営者が年1回、安全の確保に向けた取組状況を検し、改善したことが分かる資料 (例) マネジメントレビューの資料又は議事録、安全管理の取組状況の自己チェックリスト 等	○	